

令和7年度

林道大朝鹿野線舗装工事

**仕様書**

施工場所 安芸太田町 横川 地内

# 特記仕様書（個別事項）

## 第1章 総則

### 第1節 適用

- 1 本特記仕様書は、林道大朝鹿野線舗装工事に適用する。
- 2 本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。
  - ・ **土木工事共通仕様書（令和6年8月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）**
  - ・ **特記仕様書（共通事項）（令和6年8月）広島県**※ 土木工事共通仕様書、特記仕様書（共通事項）は「広島県の調達情報」に掲載している。  
<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>
  - ・ **その他関連規格類**

### 第2節 法令及び条例等の遵守

- 1 次の内容について、施工計画書の「その他」項目に記載すること。
  - (1) 工事の実施にあたり、発注者から明示された、又は、受注者が行うべき「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」
  - (2) 上記(1)の内容について「不測の事態等が生じた場合の対応方法」
  - (3) 上記(1)、(2)の内容について「現場作業に従事する者に対する周知の方法」
- 2 「施工方法」等の関連する項目に、許可承諾条件等を適切に反映すること。
- 3 「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」等の変更が生じた場合は、施工計画書の内容に重要な変更が生じたものとし、変更施工計画書を提出すること。

### 第3節 建設副産物

本工事における建設副産物については、土木工事共通仕様書1-1-2-11 建設副産物のとおり取り扱うこととする。なお、「再生資源利用計画」、「再生資源利用促進計画」及び「実施書の提出」については、次のとおりとする。

- 1 再生資源利用計画及び再生資源促進計画  
受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画（5の確認結果票を含む）を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。なお、その内容に変更が生じたときは、速やかに利用計画及び促進計画を変更し、監督職員に報告しなければならない。
  - 2 計画の掲示及び公表  
受注者は、1の再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。  
現場掲示様式については、次のURLを参考に作成すること。  
[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page\\_03060101credas1top.htm](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm)
  - 3 実施書の提出  
受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督職員に提出しなければならない。なお、受注者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の作成後、工事完成から5年間保存しなければならない。
  - 4 工事現場の管理体制  
受注者は、再生利用の促進を行うため、工事現場における建設副産物責任者を置くことにより、管理体制を整備するとともに、当該責任者に対し、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の内容について現場担当者の教育を十分行うこと及び、関係する他の施工者及び資材納入業者もこれを周知徹底することを指導するものとする。
  - 5 建設発生土搬出に関する関係法令の手続きの確認及び確認結果票の作成  
受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を確認し、また各事項の確認の結果を記載した書面（確認結果票）を作成しなければならない。  
※確認結果票は「広島県の調達情報」に掲載している。
    - (1) 工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第7項又は第4条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。
    - (2) 再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する次に掲げる事項  
ア 当該行為が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可を要する場合にあっては、当該許可を受けている。  
イ 当該行為が盛土規制法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。
  - (3) 上記(1)、(2)に掲げる事項のほか、再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項
- 6 運搬業者への通知  
受注者は、建設発生土の運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画及び確認結果票の内容を通知するものとする。またその内容に変更が生じたときは、速やかに運搬を行う者に通知するものとする。
- 7 確認結果票の掲示及び公表  
受注者は、確認結果票を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。
- 8 確認結果票の保管  
受注者は、確認結果票を建設工事の完成後5年間保存するものとする。
- 9 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求  
受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに当該搬出先の管理者（搬出先が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、次に掲げる事項を記載した受領書の交付を求めるものとする。
  - (1) 建設発生土の搬出先の名称（搬出先が工事現場である場合は、建設工事の名称。）及び所在地
  - (2) 建設発生土を搬出先の受注者の商号、名称又は氏名
  - (3) 建設発生土の搬出元の名称及び所在地
  - (4) 建設発生土の搬出量
  - (5) 建設発生土の搬出が完了した日
- 10 建設発生土の搬入元への受領書の交付  
受注者は、建設発生土が再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに当該搬入元の管理者（搬入元が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、前号に掲げる事項を記載した受領書を交付するものとする。
- 11 受領書の内容確認  
受注者は、搬出先から受領書の交付を受けたときは、再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認する。
- 12 受領書の保管  
受注者は、受領書又はその写しを建設工事の完成後5年間保存するものとする。
- 13 建設発生土の最終搬出先までの確認  
受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画に記載した搬出先（次の(1)から(4)のいずれかに該当する搬出先を除く。）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先への搬出に関する9(1)～(5)に関する事項を記載した書面を作成するとともに、当該書面を当該再生資源利用促進計画に係る建設工事の完成後5年間保存するものとする。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とする。
  - (1) 国又は地方公共団体が管理する場所であって、受入れ完了後に当該国又は地方公共団体が受領書を交付する場合
  - (2) 受注者の管理下にある他の工事現場で利用するために一時堆積する場合
  - (3) ストックヤード運営事業者登録規定により国に登録されたストックヤード
  - (4) 9の受領書の土砂の利用種別が「盛土利用等」である建設発生土受入地（再搬出しないもの）

## 第2章 施工条件

### 第1節 安全対策

#### 1 交通誘導警備員

交通誘導警備員を別添、参考図書（交通誘導警備員対象数量計算書）に記載した対象工種の配置人員数（人／日）を配置すること。

## 第3章 その他

本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項又は、その内容に疑義が生じた場合は、監督職員の指示を受けること。

## 積算情報

工事名	林道大朝鹿野線舗装工事		
執行年度	令和 7 年度	諸経費区分	林道 令和06年度
工種区分	舗装工事	変更回数	
単価適用年月日	令和 7年 7月 1日付 林道	単価地区	21:安芸太田町(旧筒賀村・旧戸河内町)
機損適用年月日	令和 6年度 公共・林道	歩掛適用年月日	令和 6年10月 治山林道

## 補正情報

施工地域及び 工事場所による補正率	共通仮設費 …………… 一般交通影響有り(2)-1 現場管理費 …………… 一般交通影響有り(2)-1
現場環境改善費	計上しない
冬期補正	冬期補正無 ( 0.00 % )
緊急工事補正	緊急工事補正無
前払支出割合区分	35%を超え40%以下
契約保証に係る補正	発注者が金銭的保証を必要とする場合

林道大朝鹿野線舗装工事

総 括 表

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
工事費	1	式				
本工事費	1	式				
舗装工事01	1	式				
合計						

## 本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
舗装工事01	1	式				
舗装工	1	式				
路面清掃(路肩部・人力) 多い	2.6	km			P 1号	
表層(車道・路肩部) 1層当り仕上厚30mm 再生密粒度アスコン(13) 平均幅員3.0m超 ｸﾞﾗﾝﾄﾞ 締固密度2.35	9,100	m2			P 2号	
区画線設置 溶融式(手動) 実線15cm ﾊﾞｲﾄ厚1.5mm	3,900	m			施 1号	
安全費	1	式				
交通誘導警備員B		人				
直接工事費計						
共通仮設費計	1	式				
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				一般交通影響有り(2)-1
純工事費	1	式				

## 本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
現場管理費	1	式				一般交通影響有り(2)-1
工事原価	1	式				
一般管理費等	1	式				金銭的保証を必要とする
工事価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計						

林道大朝鹿野線舗装工事

【 第 1 号 施工単価表 】						
区画線設置 溶融式(手動) 実線15cm ( <sup>ハ</sup> イト厚1.5mm , )						1,000 m 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
土木一般世話役		人				
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
トラフィックペイント(JISK5665_3種1号) 溶融型(紛体状)ガラスビーズ含有量15~18% 白		kg				
ガラスビーズ(JISR3301_1号) 粒度0.106~0.850mm		kg				
ライナーカ[溶融・ハンド式] ライン幅15・20cm ホッパ 容量80~130kg		時間				
溶解槽運転 200~350kg×2槽		時間				
トラック運転 2t積		時間				
トラック運転 3~3.5t積		時間				
諸雑費 労務費、材料費、機械損料 及び運転経費の% 計		%				
単位当たり						

林道大朝鹿野線舗装工事

【 第 1 号 施工パッケージ 】

路面清掃(路肩部・人力) 多い

1 km 当り

名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準
【労務】							
普通作業員							
その他(労務)							
【端数調整】							
[条件] [J1] = 3 塵埃量 多い							

林道大朝鹿野線舗装工事

【 第 2 号 施工パッケージ 】							
表層(車道・路肩部) 1層当り仕上厚30mm 再生密粒度アスコ(13) (平均幅員3.0m超 ,タクト 締固密度2.35 )							1 m2 当り
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準
【機械】							
<賃>アスファルトフィニッシャ(ホイール型) 舗装幅2.3~6.0m 排対型1,2次基準 低騒音							
<賃>タイヤローラ 質量8~20t 排対型1,2次基準 低騒音							
<賃>ロードローラ(マカダム) 質量10~12t 排対型1,2次基準							
その他(機械)							
【労務】							
普通作業員							
運転手(特殊)							
特殊作業員							
土木一般世話役							
その他(労務)							
【材料】							

林道大朝鹿野線舗装工事

【 第 2号 施工パッケージ 】 ( 続 き )							
表層(車道・路肩部) 1層当り仕上厚30mm 再生密粒度アスコン(13) (平均幅員3.0m超 ,タックコート 締固密度2.35 )							1 m2 当り
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準
再生加熱アスファルト混合物 再生密粒度(13)							
アスファルト乳剤(JISK2208) アスファルト乳剤(浸透用) PK-4タックコート用							
軽油 パトロール給油,2~4KL積載車給油							
その他(材料)							
【端数調整】							
[条件] [J2] = 30.000 mm 1層当り平均仕上り厚			[J1] = 4 平均幅員 3.0m超				
[A1] = 11 材料 再生密粒度アスコン(13) [A2] = 1 アスファルト混合物小型車割増 小型車割増なし			[J4] = 1 瀝青材料種類 タックコート PK-4 [A3] = 1 アスファルト混合物夜間割増 夜間割増なし				

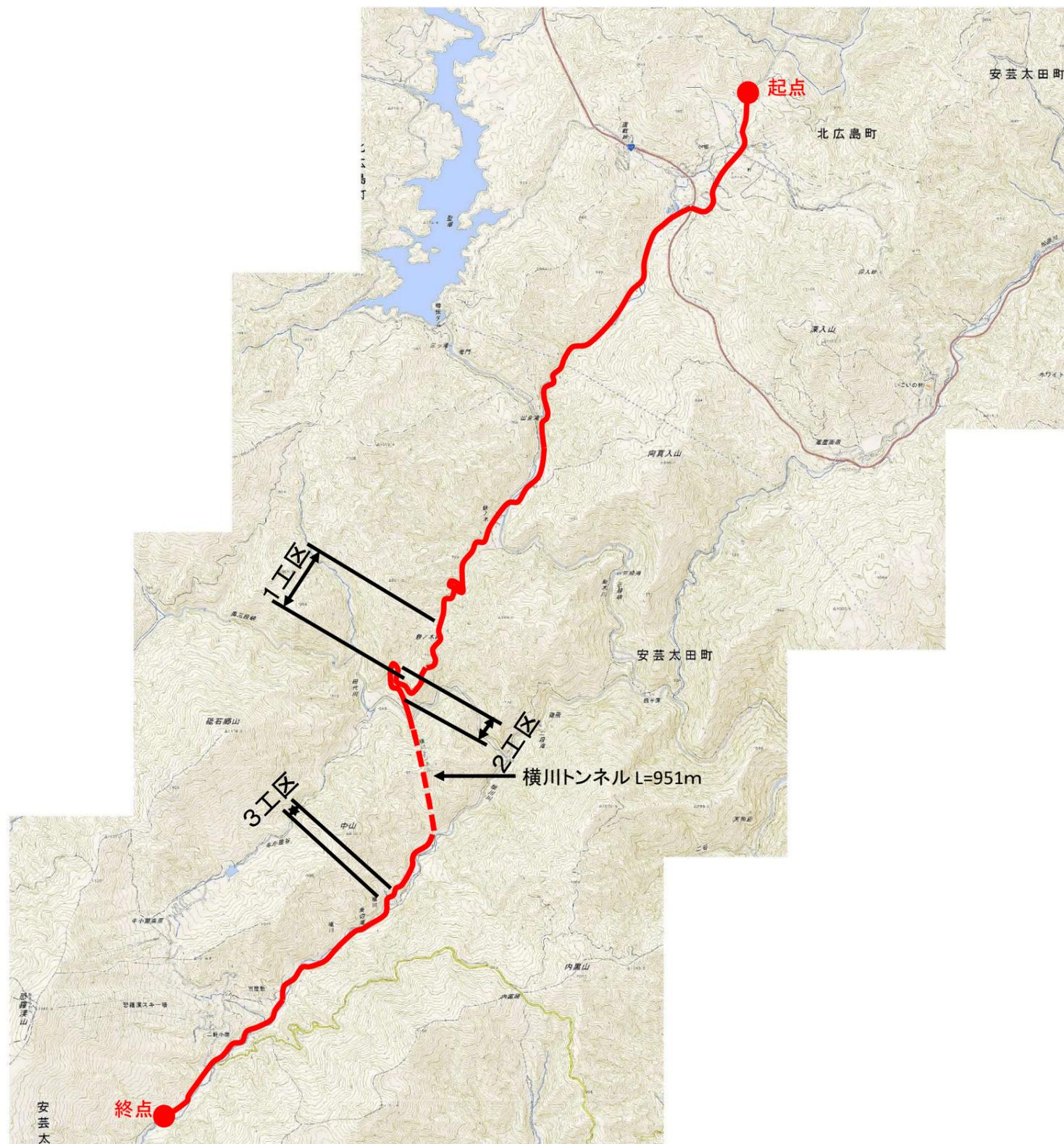


(第4号様式)

# 林道台帳

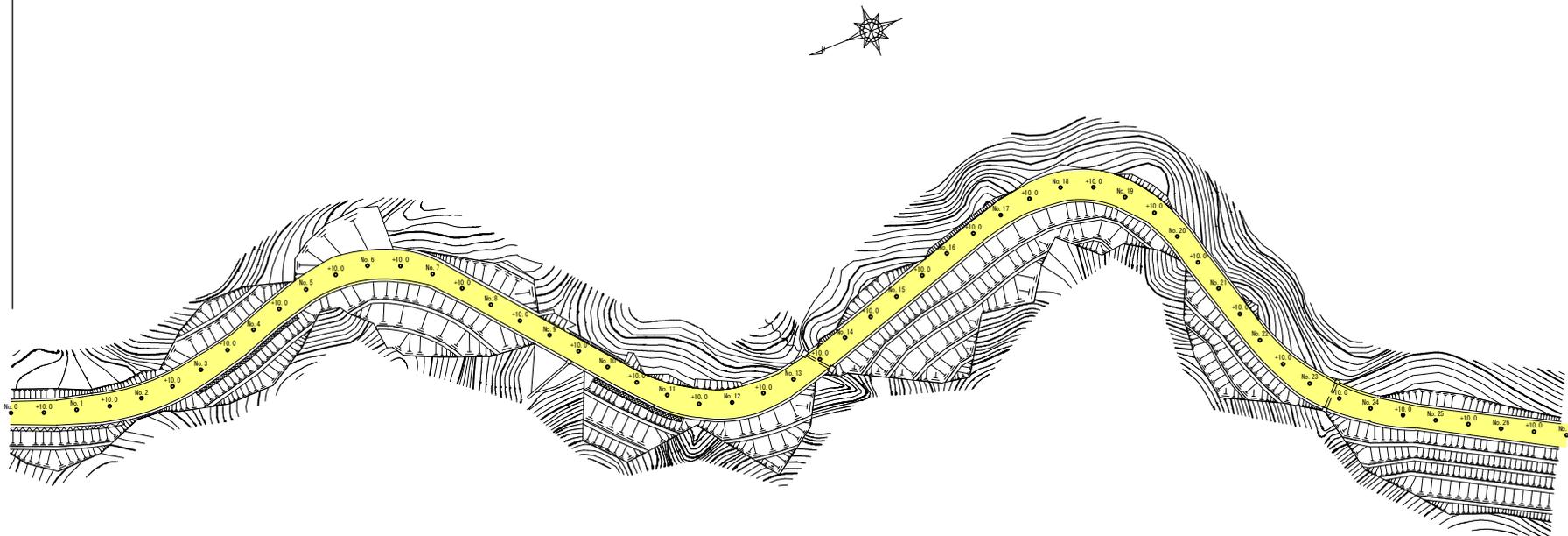
平面見取図

索引番号	135
路線名	大朝鹿野線

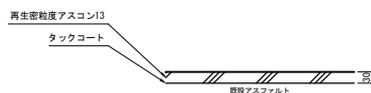


オーバーレイ (t=3 cm) L=910m

(1工区)

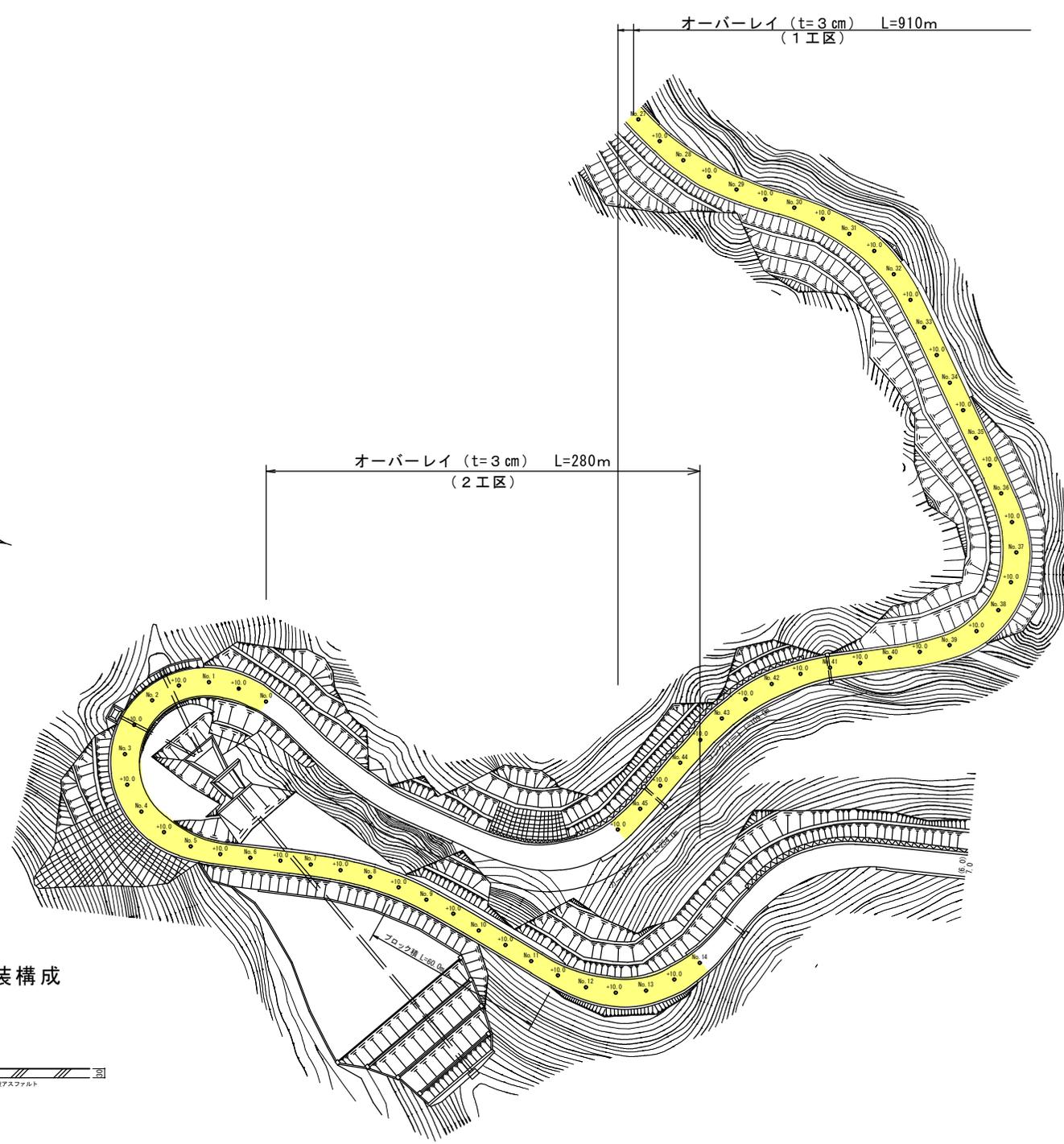


舗装構成

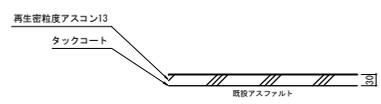


全 3 葉 中 1 番

路線名	大朝鹿野線	年度	令和7年度
事業名	林道大朝鹿野線舗装工事		
施行主体	安芸太田町	林道区分	森林管理道
級別区分	1級	設計速度	km/h
名称	平面図3葉中1番		
施行地	広島県 山県 市	安芸太田町大字横川	
縮尺	1/1000	審査者	設計者
受託会社	責任者		

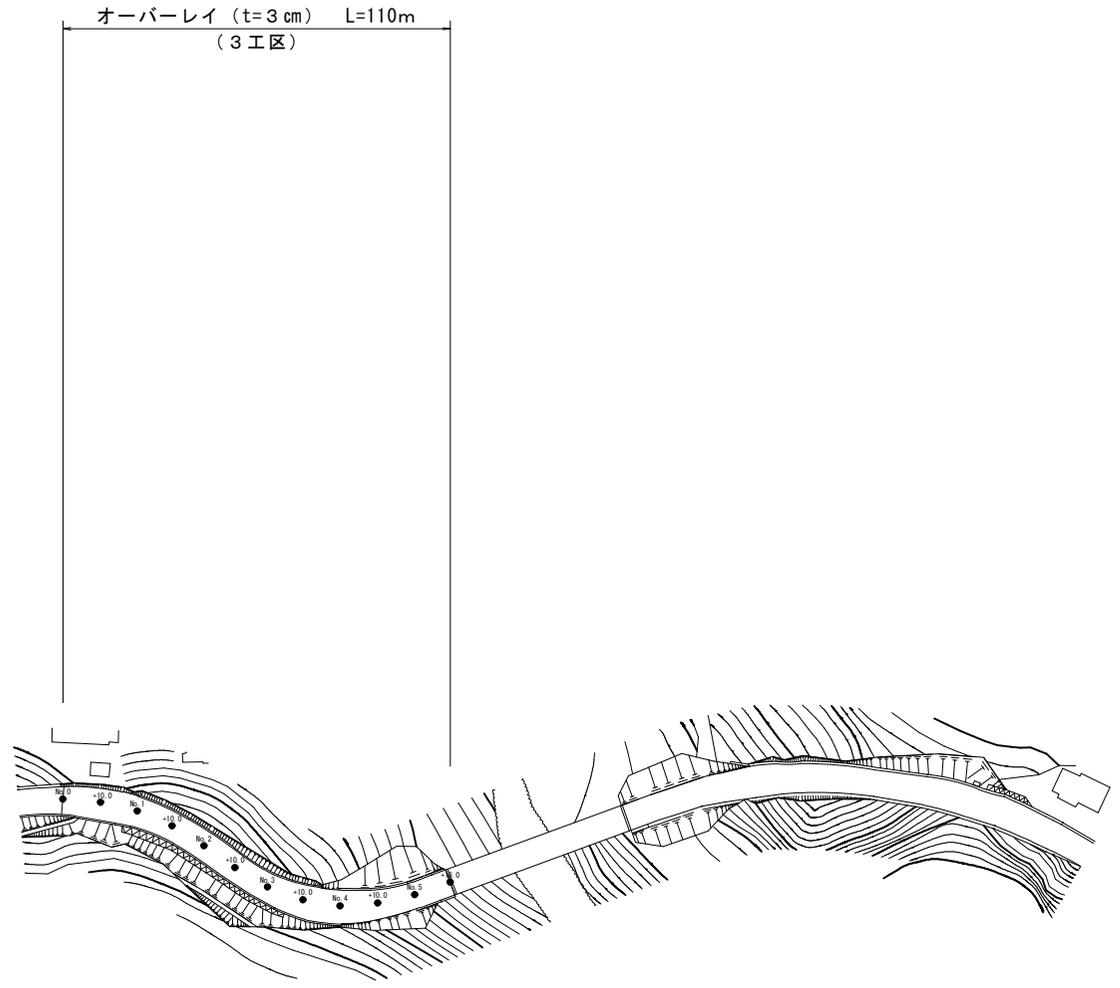


舗装構成

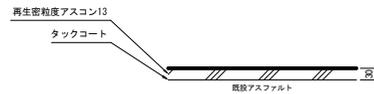


全 3 葉 中 2 番

路線名	大朝鹿野線	年度	令和7年度
事業名	林道大朝鹿野線舗装工事		
施行主体	安芸太田町	林道区分	森林管理道
級別区分	1級	設計速度	km/h
名称	平面図3葉中2番		
施行地	広島県山県市	安芸太田町大字横川	
縮尺	1/1000	審査者	設計者
受託会社	責任者		



舗装構成



全 3 葉 中 3 番

路線名	大朝鹿野線	年度	令和7年度
事業名	林道大朝鹿野線舗装工事		
施行主体	安芸太田町	林道区分	森林管理道
級別区分	1級	設計速度	km/h
名称	平面図 3 葉 中 3 番		
施行地	広島県 山県市 安芸太田町大字横川		
縮尺	1/1000	審査者	設計者
受託会社	責任者		